

世宗実録地理志の于山は竹島か

元東海大学法学部教授 塚本 孝

1 要旨

世宗実録地理志は、『世宗実録』という1454年編纂の朝鮮古文献に収録された朝鮮八道の地誌です。同書に「于山武陵二島、[蔚珍]県の真東の海中に在る。二島は遠く離れておらず、天候が清明であれば望み見ることができる。新羅の時、于山国と称した」とあります¹。今日韓国政府は、これを竹島に結びつけ、「世宗実録地理志に鬱陵島(武陵)と独島(于山)が江原道蔚珍県に属する二つの島と記されている、この二つの島が6世紀初頭に新羅に服属した于山国の領土と記されているため独島に対する韓国の統治の歴史は新羅時代にまで遡る」と主張しています(独島は竹島の韓国での呼称)。しかし、世宗実録地理志の記事は、鬱陵島に関することに終始します。新羅の時、鬱陵島に于山国があり、それを時が経過する中で于山という島があると考えようになつたものと思われまふ。世宗実録地理志の于山は想像上の島であるか又は鬱陵島のことであり、竹島ではありません。

2 朝鮮古文献の于山島を竹島だとする韓国の主張

韓国政府の主張は、次のとおりです。以下は、広報パンフレットの該当部分(2節)の引用です²。

2 独島に対する地理的認識と歴史的根拠

1) 独島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました。独島から最も近い韓国の鬱陵島(独島から87.4km)では、天気の良い日には肉眼で独島を眺めることができます。こうした地理的な特性から、独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。

こうした事実は、韓国の古文献でも確認できます。例えば、朝鮮王朝初期の官撰書『世宗実録』「地理志」(1454年)には、「于山(独島)・武陵(鬱陵島)…二つの島は互いに遠く離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」と記されています。

特に、鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼がありますが、天気の良い日に肉眼で見ることができるのは独島だけです。

2) 韓国が独島を韓国の領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています。

朝鮮初期の官撰書『世宗実録』「地理志」(1454年)には、鬱陵島(武陵)と独島(于山)が江原道蔚珍県に属する二つの島であると記されています。また、この二つの島が6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山国の領土と記されていることから、独島に対する統治の歴史は新羅時代にまで遡ります。

独島に関する記録は、『新增東国輿地勝覧』(1531年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)など他の官撰文献でも一貫して書き継がれています。

特に、『東国文献備考』「輿地考」(1770年)などには、「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)はみな于山国の地であり、于山(独島)は日本の所謂松島なり」と記述されており、于山島が独島であり、韓国領であることをより明確にしています。 <引用終わり>

3 世宗実録地理志と于山武陵の記事

韓国政府の主張(上記2)に繰り返し出てくる“世宗実録地理志”は、訓民正音(ハングル)の制定で名高い“朝鮮王朝”第4代世宗(在位1418-1450)の実録(王の治世を編年体で著した記録)の末尾に掲載された朝鮮八道の地誌です。『世宗実録』は1454年に編纂されたものですが、世宗は即位後ほどなく各道に地誌の撰進を命じました³。現存する『慶尚道地理志』(1425)はこれに依拠して編まれたものであり、後に各道の地理志を併せて『新撰八道地理志』(1432)が成立しました。世宗実録地理志は、この新撰八道地理志に依拠したものだと言われます⁴。この世宗実録地理志の「于山武陵」に関する記事は、次のとおりです。(原文は資料1へ。)

于山武陵二島、[蔚珍]県の真東の海中に在る。[分注]二島は遠

1 『世宗実録』地理志 江原道蔚珍縣条、國史編纂委員會『朝鮮王朝實錄 五』ソウル：東國文化社、1956、p. 680。

2 『韓国の美しい島、独島-パンフレット』pp. 5-6 <<https://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>> (最終アクセス2023.5.17)。

3 田川孝三「竹島領有に関する歴史的考察」『東洋文庫書報』20 (1988) p. 43。

4 同上、p. 44。なお、慶尚道地理志の復刻は、『慶尚道地理志・慶尚道統撰地理志』朝鮮総督府中枢院、1938。

く離れておらず、天候が清明であれば望み見ることができる。新羅の時、于山国と称した。鬱陵島とも云う。地は方百里。峻険であることをあてにして帰服しなかった。智證王十二年異斯夫が何瑟羅州の軍主となり言うには、于山人は猛々しく、威を以てしては来(まね)き難い、計略を以て服せしめるのがよいと。そこで木で猛獣を多数造り、戦船に分載してその国に抵(いた)り、誑して曰く、もし降伏しなければこの獣を放つぞと。于山人は懼れ降伏した。高麗太祖十三年、その島人、白吉、土豆が産物を献上した。毅宗十三年、審察使金柔立らが現地から戻り、告げるには、島中に大きな山が有る、山頂から東に向かって行くこと一万余歩で海に至る。西に向けて行くこと一万三千余歩、南に向けて行くこと一万五千余歩、北に向けて行くこと八千余歩。村落基址が七か所有り、所により石仏、鉄鐘、石塔がある。[菓草]の柴胡、蒿本、石南草が多く生える。我が太祖[宗]の時、この島に逃げ込む流民が甚だ多いと聞き、再び三陟の人金麟雨を安撫使に任命し、居民を刷出してその地を空けた。麟雨言う、土地は肥沃で、竹は柱のように太く、鼠は猫のように大きく、桃の実は升より大きい、凡そ物はこのようであると。

4 鬱陵島から竹島が見えると読む解釈

以下、世宗実録地理志の記述を根拠に于山[島]が竹島であるとする韓国の主張を検討します。

まず、「于山(独島)・武陵(鬱陵島)…二つの島は互いに遠く離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」と記されている(上記2下線部①)というのは、世宗実録地理志の記事「于山武陵二島、[蔚珍]県の真東の海中に在る。二島は遠く離れておらず、天候(風日)が清明であれば望み見ることができる(二島相去不遠 風日清明則可望見)」を引用したものです。しかし、「于山(独島)」の括弧独島は、韓国の解釈であり原文にあるわけではありません。韓国の文献に独島の語が登場するのは、1906年の鬱陵郡守の報告を嚆矢とします。それでは于山を竹島と解釈する理由は何でしょうか。小冊子は、①に続き、鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼があるが天気の良い日に肉眼で見ることができるのは独島だけだと説明しています。つまり、朝鮮半島の東の海に鬱陵島と竹島があるという今日の知識を前提に、世宗実録地理志には于山、武陵の二島があると書いてある、武陵は鬱陵島であるから于山は竹島である、鬱陵島の周囲にはほかにも小嶼があるが天気の良い日に見えるのは竹島だけである(他の小嶼は鬱陵島の近くにあるので天気の良い日でなくても見える)というのです。

5 地誌編纂ルールに則った読み方

「二島相去不遠 風日清明則可望見」は、字句としては(韓国政府の言うように)于山武陵の二島が互いに遠く離れておらず天気の良い日には眺めることができると読めます。しかし、地誌の記述としては別の読み方もありえます。政府が各道に地誌の撰進を命じる(上記3)に当たっては、各道の地誌を合せて国全体の地誌とするため記述に一定の指針が示されました。慶尚道地理志では、島は陸地からの距離と人の居住農作の有無(諸島陸地相去水路息数及島中在人民接居農作有無)を記すとし、続いて寧海の丑山島につき、陸地相去水路二百歩無可耕之地としています⁵。この記述指針は直接的には慶尚道地理志のためのものであるものの、仮にこれに即して読めば、「二島は遠く離れておらず天候が清明であれば望み見ることができる」は、陸地からの距離に関する記述、つまり于山武陵が朝鮮半島から見える(遠島であり数値で示すことはできないものの天気の良い日に見える距離にある)という意味である可能性があります。ただし、実際には鬱陵島は見えても竹島は朝鮮半島から見える距離になく、于山は竹島ではありません。

6 新增東国輿地勝覧による確定

天気の良い日に見える「見える対象」が鬱陵島であること、つまり(鬱陵島から于山を見るのではなく)朝鮮半島から鬱陵島を見るという意味であることは、韓国政府が小冊子で挙げた(上記2下線部③)『新增東国輿地勝覧』(1531年)の記事によっていっそう明白になります⁶。同書には、

于山島 鬱陵島 武陵とも云い羽陵とも云う。二島は県の真東の海中に在る。三峰高く険しく空を支え、南峰はやや低い。天候が清明であれば峰頭の樹木及び山の麓の渚が歴々と見える。風二日で到達できる。于山と鬱陵は本来一つの島であるとも説かれる。地は方百里である。……

とあります(原文は資料2)。ここで新增東国輿地勝覧は、世宗実録地理志の「二島は遠く離れておらず天候が清明であれば望み見ることができる」を「三峰高く険しく空を支え、南峰はやや低い。天候が清明であれば峰頭の樹木及び山の麓の渚が歴々と見える」と修正しています。つまり、二島が県の真東の海上にあるとしつつ、それに続く三峰高く以下は鬱陵島一島の話になり、天候が清明であれば峰頭の樹木と山の麓の渚が歴々と見えると記されているのです(竹島は岩礁島であり樹木はありません)。

5 註4の複製版, p. 19. なお、記述の指針(“規式”)につき、下條正男「竹島は日韓どちらのものか」文春新書, 2004, pp. 162-166へ。

6 『新增東国輿地勝覧』卷四十五, ソウル: 東國文化社刊の影印本, 1958, p. 814.

7 “独島”に対する統治の歴史は新羅時代に遡る？

次に、「世宗実録地理志(1454年)に、鬱陵島(武陵)と独島(于山)が6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山国の領土と記されていることから、独島に対する統治の歴史は新羅時代にまで遡る」(上記2下線部②)という主張について検討します。

世宗実録地理志に独島が新羅に服属した于山国の領土と記されているというのは事実と反します。世宗実録地理志(上記3)に竹島に関する記述はありません。世宗実録地理志の「新羅の時、于山国と称した。鬱陵島ともいう。地は方百里である。」は、『三國史記』⁷(1145年)新羅本記第四 智證王十三年夏六月の記事「于山国は溟州[後の蔚珍県]の真東の海島に在る。鬱陵島ともいう。地は方一百里」(原文は資料3)を引き写したもので、次の、異斯夫(人名)が木で猛獣を作り于山国人を降伏させた云々も三國史記の于山国別名鬱陵島の話、これに続く、高麗太祖十三年其の島人が産物を献上したというのも、その島は住民がいるのですから鬱陵島のこと、毅宗十三年金柔立が大きな山があり村落の址が七か所あると報告した島、最後の、土地が肥沃で柱のように太い竹が生える島も、岩礁島の竹島ではあり得ず、鬱陵島です。

世宗実録地理志に“鬱陵島(武陵)と独島(于山)が江原道蔚珍県に属する二つの島と記されている、この二つの島が6世紀初頭に新羅に服属した于山国の領土と記されていることから独島に対する韓国の統治の歴史は新羅時代にまで遡る”という主張は、根拠がありません⁸。

8 結論

—世宗実録地理志の于山は竹島ではない

加えて、世宗実録地理志の記事(上記3)に名前のある安撫使金麟雨が赴いた島は、住民が多数いたのですから鬱陵島であり竹島(岩礁島)ではありえませんが、太宗実録は、金麟雨が赴いた島を「于山島」と記しています⁹。太宗十七年(1417年)二月壬戌条に、

安撫使金麟雨が于山島から還り、産物である大竹、水牛皮、生の苧[紙の原料]、綿子、椴樸木などの物を献じ、かつ、居人三名を率いた。その島の戸数凡そ十五、人口男女あわせて八十六。麟雨の往還である。再び大風に遇いかるうじて生を得た。

とあります(原文は資料4)。

以上のことから、次のようなことである可能性が高いと言えます。つまり、新羅の時、于山国が鬱陵島にあった(鬱陵島=于山国)のが、いつしか于山が島の名称と考えられるようになり世宗実録地理志に于山鬱陵二島が蔚珍県の真東の海中に在ると記されるに至った、しかし、当該記事の内容は当然のことながら鬱陵島一島に関するにとどまり、太宗実録の金麟雨の記事のように15世紀に“于山島”が鬱陵島の意味で用いられた例もある、ということです。世宗実録地理志の于山[島]は、架空の島であるか鬱陵島のことであり、竹島ではありません。

<付>

なお、18世紀以降の朝鮮地図に描かれた于山[島]のなかには、朝鮮国の官吏が定期的に鬱陵島を巡検するようになったことから鬱陵島の東方2kmにある小島が認識され、それを于山島に見立てたものもあります(例 資料5)。この于山島は、朝鮮半島と鬱陵島の間に描かれる架空の于山島(例『新增東國輿地勝覽』八道総図 資料2)とは異なり鬱陵島の東側に実在しますが、韓国でジユクド、日本海軍の水路誌で竹嶼などと呼ばれる小島であり、これまた竹島ではありません。

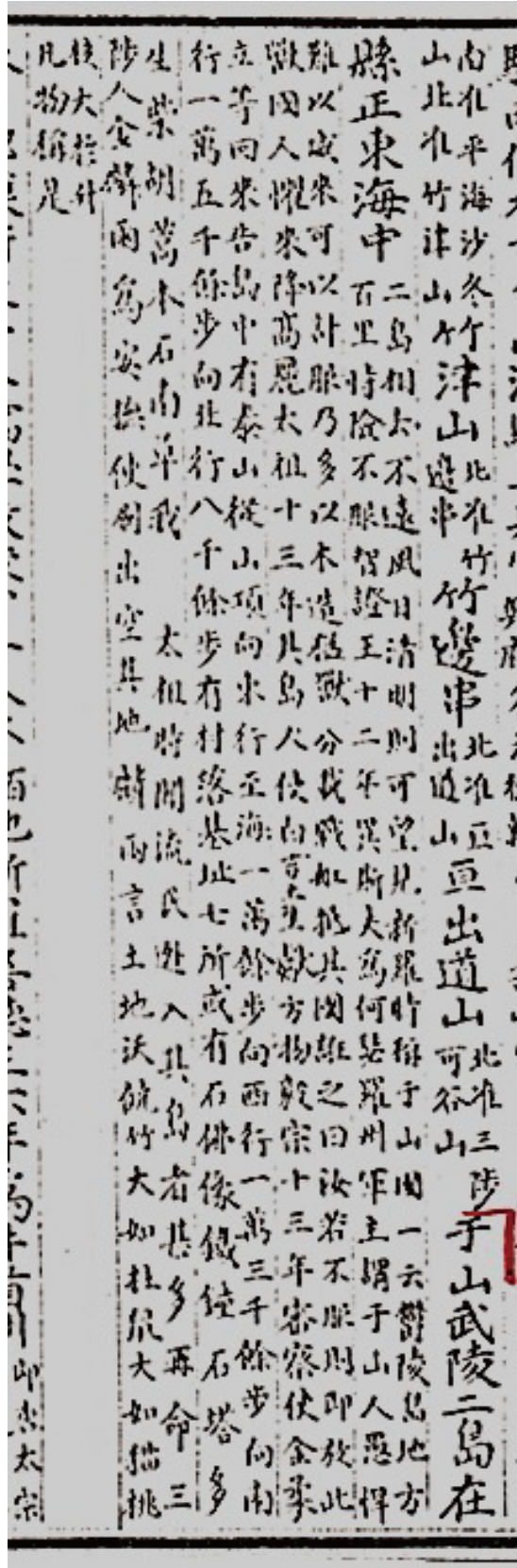
7 『三國史記』は、新羅、高句麗、百濟の歴史を記した朝鮮半島最古の史書。高麗仁宗二十三年、金富弼ら撰(田川前掲論文 註3へ)。『三國史記』學習院東洋文化研究所(學東叢書1)、1964、p. 33-34。

8 『東國文獻備考』「輿地考」(1770年)に「鬱陵と于山は全て于山国の領土であり于山は日本でいう松島」と記されているという主張(2下線部④)を介しての議論である可能性があるが、18世紀の論者の見解を根拠に15世紀の文献を解釈するのは不適。また、東國文獻備考につき下條前掲書(註5)、pp. 100-103へ。

9 『太宗實錄』太宗十七年二月壬戌条、國史編纂委員會『朝鮮王朝實錄 二』ソウル: 東國文化社、1955、p. 146。

資料1

『世宗実録』地理志 江原道蔚珍県条



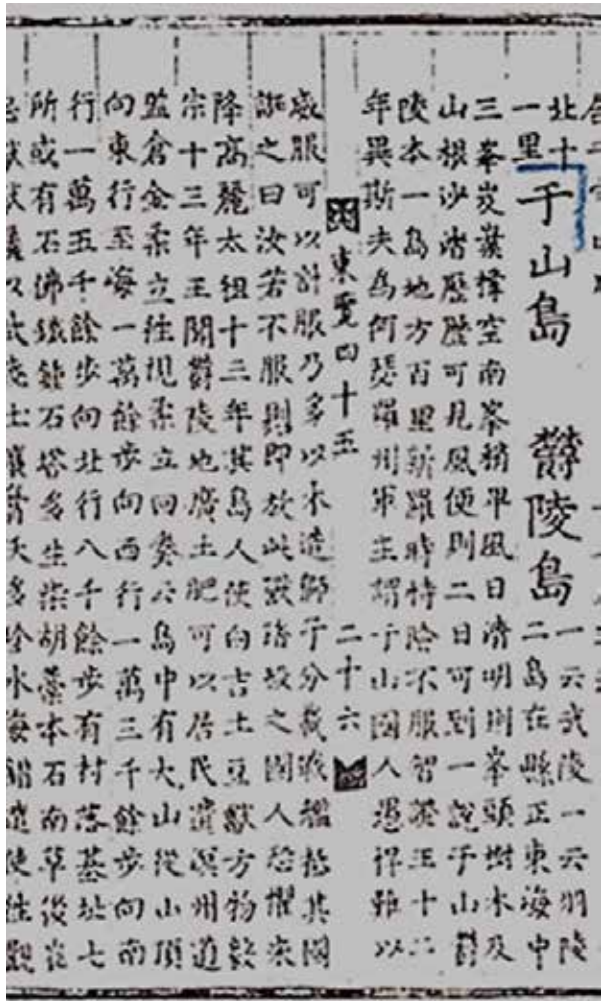
<翻刻>

于山武陵二島在縣正東海中 [分注]二島相去不遠 風日清明則可望見 新羅時稱于山國 一云鬱陵島 地方百里 恃險不服 智證王十二年 異斯夫爲何瑟羅州軍主 謂于山人愚悍 難以威來 可以計服 乃多以木造猛獸 分載戰船 抵其國 誑之曰 汝若不服則即放此獸 國人懼來降 高麗太祖十三年 其島人使白吉土豆 獻方物 毅宗十三年 審察使金柔立等 回來告 島中有泰山 從山頂向東行至海一萬餘步 向西行一萬三千餘步 向南行一萬五千餘步 向北行八千餘步 有村落基址七所 或有石佛像鐵鐘石塔 多生柴胡蒿本石南草 我 太祖[宗]時 聞流民逃入其島者甚多 再命三陟人金麟雨 爲安撫使 刷出空地 麟雨言 土地沃饒 竹大如柱 鼠大如貓 桃核大於升 凡物稱是

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

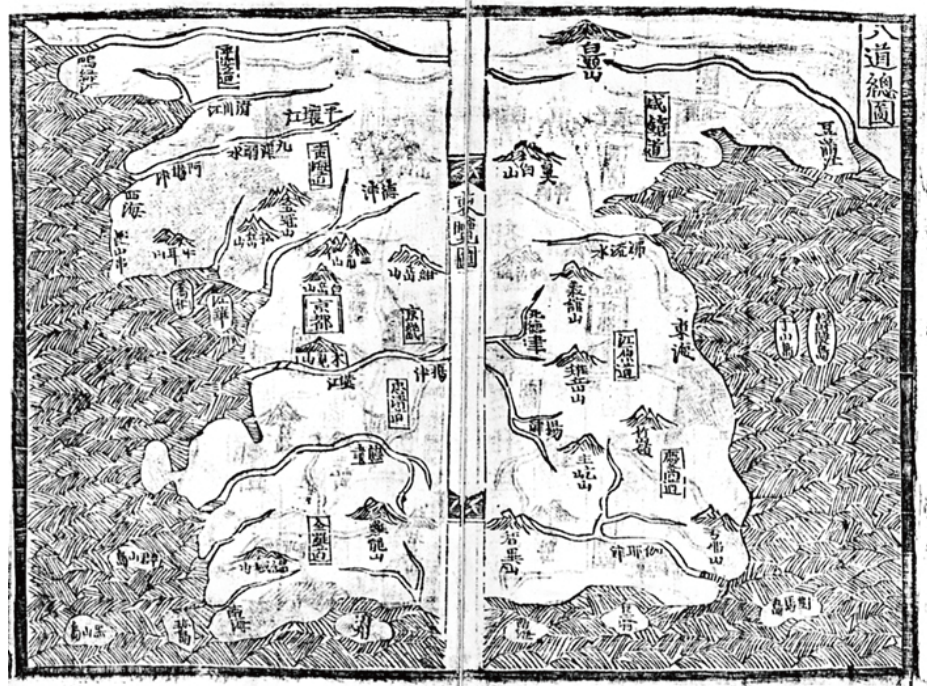
資料2

『新增東国輿地勝覧』卷四十五蔚珍県山川条



<翻刻>

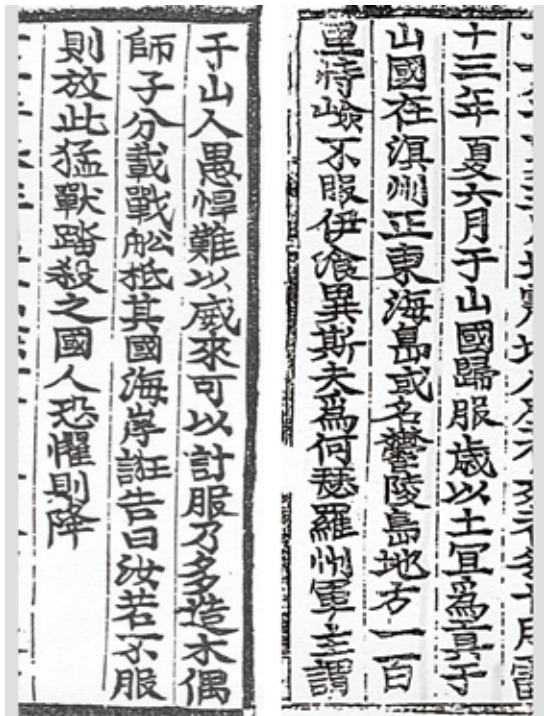
于山島 蔚陵島 [分注]一云武陵 一云羽陵 二島在縣正東海中 三峯峩嶻撐空 南峯稍卑 風日清明 則峯頭樹木及山根沙渚 歷歷可見 風便則二日可到 一説于山蔚陵本一島 地方百里 新羅時恃險不服 智證王十二年 異斯夫爲何瑟羅州軍主 謂于山國人愚悍 難以威服 可以計服 乃多以木造獅子 分載戰艦 抵其國 誑之曰 汝若不服則即放此獸 踏殺之 國人懼來降 高麗太祖十三年 其島人使白吉土豆 獻方物 毅宗十三年 王聞蔚陵島地廣土肥 可以居民 遣溟州道監倉金柔立往視 柔立回奏云 島中有大山 從山頂向東行至海一萬餘步 向西行一萬三千餘步 向南行一萬五千餘步 向北行八千餘步 有村落基址七所 或有石佛 鐵鐘 石塔 多生柴胡 蒿本 石南草 後崔忠獻獻議 以武陵土壤膏沃 多珍水海錯 遣使往觀之 有屋基破礎宛然 不知何代人居也 於是移東郡民以實之 及使還 多以珍木海錯進之 後屢爲風濤所蕩覆 舟人多物故 因還其居民 本朝 太宗時 聞流民逃其島甚多 再命三陟人金麟雨 爲按撫使刷出空其地 麟雨言 土地沃饒 竹大如杠 鼠大如猫 桃核大於升 凡物稱是 世宗二十年 遣縣人萬戶南顯 率數百人 往搜捕民 盡俘金丸等七十餘人 而還 其地遂空 成宗二年 有告別有三峯島者 乃遣朴宗元 往覓之 因風濤 不得泊而還 同行一船 泊蔚陵島 只取大竹大鯪魚 回啓云 島中無居民矣



『新增東国輿地勝覧』八道総図

資料3

『三國史記』新羅本記第四 智證王十三年条

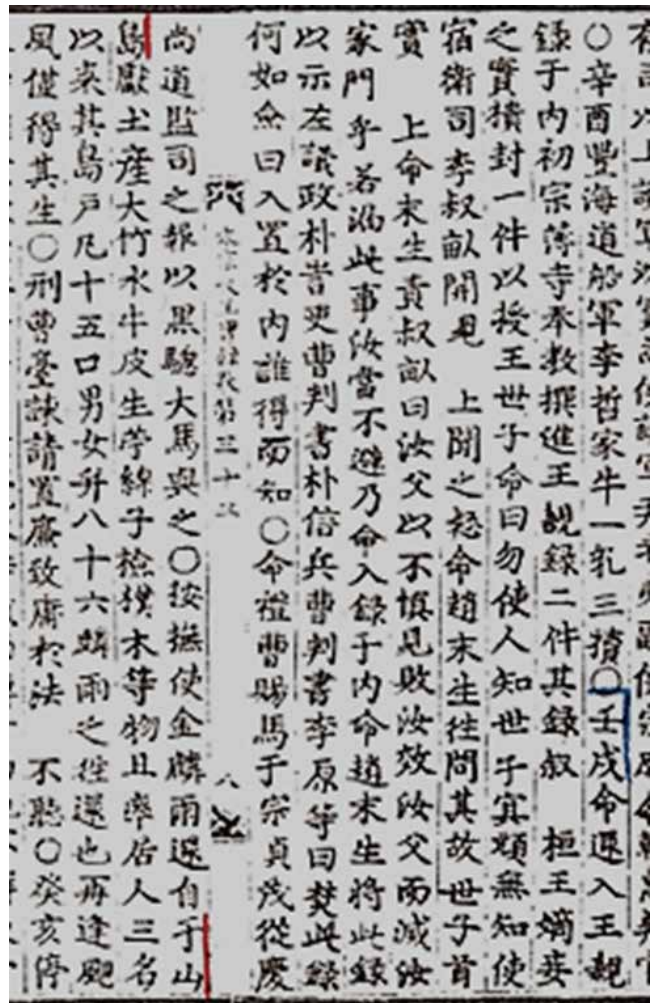


<翻刻>

十三年夏六月 于山國歸服 歲以土宜爲貢 于山國 在溟州正東海島 或名鬱陵島 地方一百里 恃嶮不服 伊滄異斯夫 爲何瑟羅州軍主 謂于山人愚悍 難以威來 可以計服 乃多造木偶 師子 分載戰船 抵其國海岸 誑告曰 汝若不服 則放此猛獸踏殺之 國人恐懼 則降

資料4

『太宗實錄』太宗十七年二月壬戌条



<翻刻>

○按撫使金麟雨 還自于山島 獻土產 大竹 水牛皮 生芋 綿子 檢樸等物 且率居人三名 以來 其島戶凡十五 口男女并八十六 麟雨之往還也 再逢颶風 僅得其生



資料5

大東輿地圖14(部分・19世紀?)